

(1) 市街地整備

1) 基本的な考え方

①自然環境と調和する都市づくり

豊かな自然と良好なまち並みとの調和に配慮しつつ、市街地における都市機能の向上やまち中のにぎわい再生など秩序あるまちづくりを目指します。

②中心市街地の活性化

集客、交流促進などの商業環境の整備や、快適な生活環境の提供により、活力ある中心市街地づくりを目指します。

2) 市街地整備の方針

①計画的な土地利用

市街地の良好な環境やまち並みを保全、形成するため、必要に応じて用途地域、建ぺい率、容積率などの見直しを行います。また、きめ細やかなまちづくりを行うため、地区計画の導入を検討します。

②市街地の整備

道路、公園や公共下水道などの都市施設の計画的な整備に努めます。また、都市緑化を推進し、景観に配慮した豊かでうるおいのあるまち並み形成に努めます。

③中心市街地の活性化

中心市街地の魅力を高めるため、空き地や空き店舗の活用を促進し、商業・業務・サービスなどの機能の強化を図ります。また、歴史的、文化的資産を活かした魅力ある商業環境の創出により活性化を図ります。狭あい道路により建築行為ができない土地などは、市街地の再整備を検討するとともに、未利用地や空き家は、流動化や住宅の確保など定住支援に努め、まち中居住を促進します。

(2) 住環境整備

1) 基本的な考え方

①安全で快適な住環境づくり

だれもが安全で快適な住環境を創出するため、市街地整備や都市基盤の充実、民間活力の活用などを推進します。

2) 住環境整備の方針

①住環境の整備

安全で快適な住環境を創出するため、既成市街地では、狭あい道路の拡幅整備などによる市街地再整備の検討や、民間開発の誘導に努めます。

②公営住宅の整備

綾部市営住宅基本計画を策定し、現在の居住水準に合った新たな建設や、柔軟な供給が可能な借り上げ方式の導入により、市営住宅の整備に努めます。

③定住促進

定住人口の安定化や増加を促進するため、区域区分を廃止する方向で検討します。

また、市街化調整区域内における建築行為などの規制緩和を推進するとともに、地区計画の導入を検討します。

UIターンによる移住希望者への宅地・住宅の供給促進を図るとともに、若年世代やUIターン者に対応する市営住宅施策を展開します。

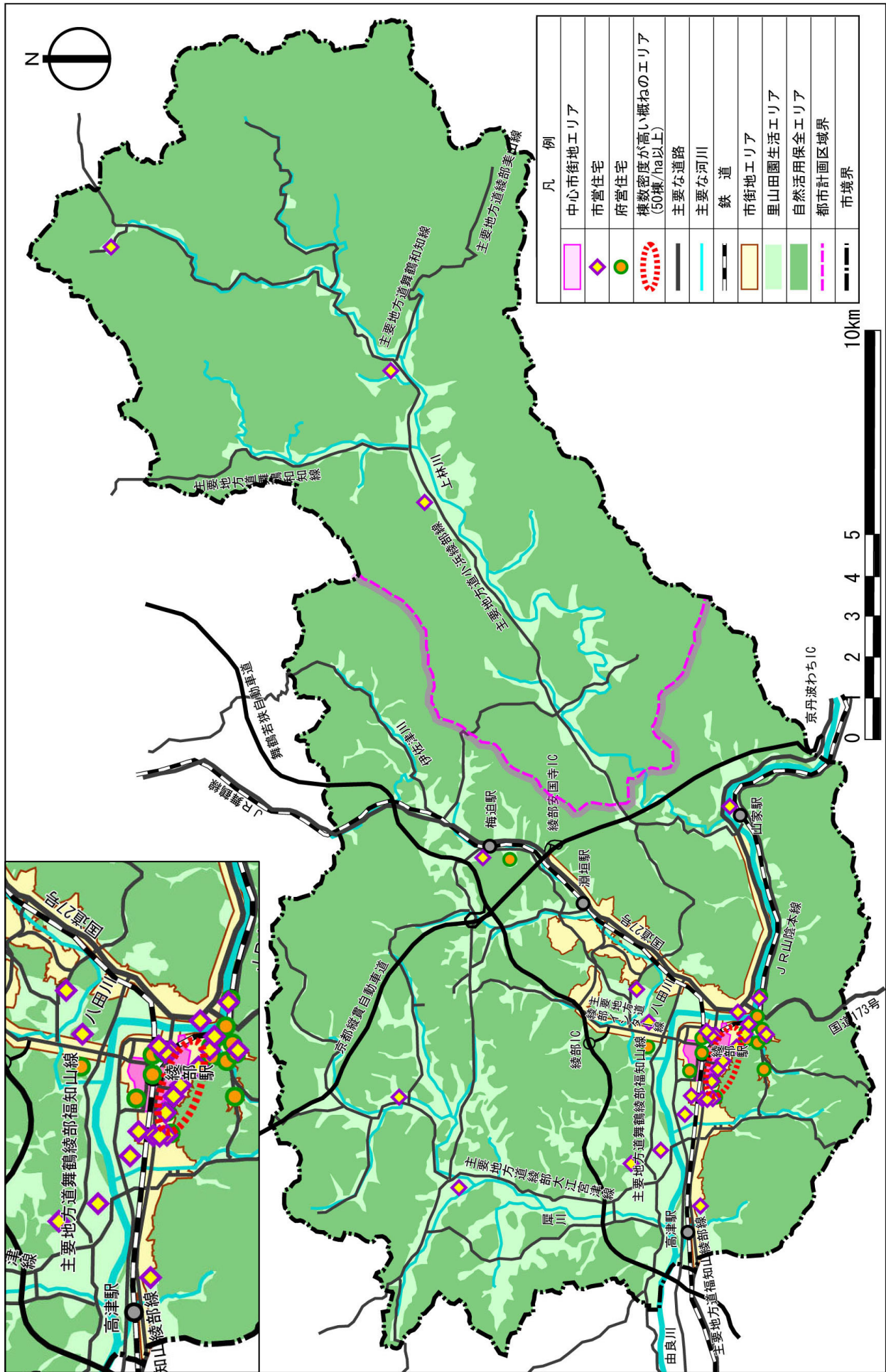


図5-5 市街地整備・住環境整備方針図